

## 第6回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

---

日 時 令和3年1月28日(木曜日) 午前11時13分 ~ 午後0時13分  
場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

---

### 出席委員の氏名

委員長 吉岡 勲                      副委員長 ~~大塚~~ 州章  
委員 川辺 隆                      委員 内藤 康弘                      委員 伊藤 淳  
委員 梅田 徳男                      委員 戸匹 映二                      委員 奥田富美子  
委員 若林 純一                      委員 匹田 郁

---

### 欠席委員の氏名

副委員長 大塚 州章

---

### 説明のため出席した者の職氏名

( な し )

---

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 東 弘樹                      次長 後藤秀隆                      書記 高橋悠樹                      主査 清水 香

---

### 傍聴者

議員 河野 巧、広田精治

---

### 会議に付した事件

1. 素案の内容協議について
  2. その他
- 

午前11時13分 開議

1. 素案の内容協議について

### ○委員長(吉岡 勲)

ただいまから、第6回特別委員会を開催致します。

前回の特別委員会では、素案の検討に向けて事前協議を行いました。各項目とも多くが要協議という結果になりましたので、今回の特別委員会から、各条文について具体的に協議に入っていきたいと思っております。

また、前回委員会にて素案に対する追加・削除等の提案理由を聞きたいという意見があり、以前の会議の中でも、名前など隠さず、どんどんオープンに議論していこうという話もありましたので、本日は追加・削除等の理由を提案者本人から聞いた後に、議論をすすめたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○委員（梅田徳男）**

すみません。前回私ちょっと欠席させていただいたもので、もし違ったことを言っていれば、ご指摘いただきたいんですが。追加、変更のというお話がありましたけども、もともと、たたき台として出てきた内容の基本的な考え方とかいうのは、検討した人、作られた人が、そういう内容の説明をされて、そこはオーソライズしてるんですかね。そこ確認させてください。

**○委員長（吉岡 勲）**

最初の素案のたたき台の分で、条文の目的なり説明を受けてないってことなんで。それを説明していただきたいってことで。匹田議長、どうでしょうか。目的や思いをを述べていただきたいと思っております。

**○委員（匹田 郁）**

もともと議会基本条例という、私たち市議会の一応最高規範であるという意識の中で、私の基本は、あまり細かいところについては附則等で補うとかです。だから、逆に言えばあまり細かいことについては、この中でする場合もあるかもしれないけど、基本的には次の段階で考えればいいんじゃないかと。ここに置くのはあくまで、そのかつこよく言ったら憲法みたいなものですから、あまり細かいことは必要ないかなということを持ってきました。

基本方針とか、議会の活動、活動原則とかいう言葉で、括りを入れてますんで。一つ一つのものに対しては、それぞれ皆さん考え方があるでしょうから。この内容を皆さんで話した中で、こういうことは入れたほうがいいんじゃないかとか、これは削除していいんじゃないかとか、ここに今追記とかそういうのが出てきたんで、基本的には、1条の1項のどうのこうのというそういう説明は確かにしておりません。ですけど、皆さん当然委員として、1条1条読んだなかで、いろんな議論になると。一つ一つは、もう皆さん共通認識されていると、その上に成り立った議論であるということをおは認識しています。

**○委員長（吉岡 勲）**

ありがとうございました。申し遅れましたが、この会議を約1時間を目安にしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。梅田委員どうでしょうか。

**○委員（梅田徳男）**

その考え方は、全体的に大きな括りでの考え方は間違っていないと思うんですが、もう一つは、これから検討を進めてる中で、条文一つ一つを確認しながら進めていくという話をされてますんで、確実にそれを織り込んでいけば問題ないと思います。基本的なところを知りませんでしたので。

**○委員長（吉岡 勲）**

それでは先ほど言いましたように削除とか、追加等の意見を出された方の書面がありますので、皆さんにお配りして、第1条からいきたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

（ 「提案者一覧表」配付 ）

**○委員長（吉岡 勲）**

第1条、第2条のところにつきましては、特にありませんでしたので、第3条基本方針から梅田委員から説明があれば。

**○委員（梅田徳男）**

基本方針のところの第3条の3号の、議員相互の討議を尊重していうところは、これよりもやっぱり、基本方針ですから、議員間討議の活性化に努めということで、討議を尊重するというよりも、やっぱり方針的には活性化じゃないかということと、それからその下4条のところに、議会活動の原則というのがありますんで、その議員相互の討議を尊重するっていうのは、議員活動のいわゆる議員の活動内容に入りますんで、その4条の2号のところに、4条1項の2号のところに挿入をすれば、要するに入れ替えをすればいい。3条の3号を、4条の1号の下に追加するというにすれば、基本方針も整理できるし、議員の動きとしても整理できるんじゃないかなと思って、改定の提案をしました。

**○委員長（吉岡 勲）**

決して決定ではありませんから、皆さんこれについてご意見があれば。

まだ今のところ最終的な決定ではありませんが、最終的には第一法規の先生に意見を聞きながら、最後の言葉をしっかり決めたいと思いますので、今は大まかな流れをしっかりと皆さんと、共有していきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは第5条、非常時の議会对応。別になければ大まかな方向としては、これでしょうか。

（ な し ）

**○委員長（吉岡 勲）**

第6条、議員の活動原則。

**○委員（梅田徳男）**

私が少し変更をしますけども、これは言葉の使い方という意味で書いただけで、大きな意図はありません。地域の代表として、私なんかは佐志生から出てるっていう印象

があるものですから、地域の代表としてではなくなんていう表現よりも、代表にとらわれずっていう表現をしていただいたほうが、少し丸くなっていいかなというふうに思いました。

**○委員長（吉岡 勲）**

そういうことで、文章的な内容は変わりませんが、言葉の作り方ということで。

**○委員（若林純一）**

最終的に修正していただいて。要は一部の団体または地域の代表にとらわれずっていうのはそのちょっと意味が通じないので、もし原案がきついということであれば、やわらかくする方向で検討していただいても結構なんですけど、その日本語としておかしくない形にしていただくことについては、今後の話ということによろしいと思います。

**○委員長（吉岡 勲）**

次の条文は会派のところ、私が追加させていただきたいと思いました。

こちらの内容で、他のところみたところ、こういう文章がありましたので、会派を正式に認めていきたいということで、挙げさせていただきました。

**○委員（匹田 郁）**

議員の活動原則の中で会派というのが入るのか。議員活動原則の追記というよりも、会派というのは第〇条というふうに書いてるということは、これを例えば極端な話、ここに第7条にするとか、そういうふうに持っていくということなんでしょうか。

**○委員長（吉岡 勲）**

いや、番号は特にこだわってません。でもあんまり下のほうじゃないとは思っております。

**○委員（匹田 郁）**

すいません。もう一度聞きたい。第〇条ってあるじゃない。だから、結局ここに数字がきちっと入って、これは独立体の言葉として入ってくるのか、この議員活動の中に入ってくるのか。ちょっとそのへんが。

**○委員（戸匹映二）**

これ一例ですけど、佐伯市議会は、議員の使命及び活動原則という章を作って、その中に、議員の使命及び活動原則で、第何条という形で括りを作って、また別かつこで会派というのをを作って、そこに第何条という形で作ってます。だから、大きな括りとして、議員の使命と活動原則という括りのもとに、2つのかつこに分けて作ってるという形になってます。分かりますかね。

**○委員長（吉岡 勲）**

一応ここにも第2条、議会及び議員の活動原則等というのがありますね、上に。その中で、議員としての活動の中で、会派の条項があればいいかなってことで提案させていただいてます。

**○委員（戸匹映二）**

基本的には、このかっこを分けるって形でいいと思いますけどね。会派というかっこ書きで分けてですね。

**○委員（梅田徳男）**

この位置が適切かってのは検討いただきたいと思うんですが、条文としての2項のところの会派は、議会が施策立案、決定とか書いてますけども。これはもう会派、要は詳細を別に定めるという形で、対応したほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

**○委員長（吉岡 勲）**

第2項いらないということですね。

**○委員（梅田徳男）**

第2項で、例えば会派及び会派活動等の詳細は別に定めるということで、今会派規程とかありますよね。それに結びつけるような形にすればいいような気がします。

**○委員（若林純一）**

今と似たような意見ですけど、2項については、会派は議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとする時はっていう。その議会がこれらを行うとする時に、必要に応じて合意形成となってますけど、例えば議案に対する賛否とか、いろんな意味で他の意味でも合意形成をするという意味の会派だと思うので、あまりここで事細かに、内容を規定せずに、会派を結成することができるということを、私自身は条例に入れなくても特段結成することについて、今は条例なくても結成されてますし何ら支障がないので、条例にまであげるかどうかという、ちょっとその思いはありますけど。条例に入れるとすれば2項については、こんなふうに限定的に書かないほうがいいと思います。という意味においては、梅田さんの意見に近いです。

**○委員長（吉岡 勲）**

戸匹委員、何かありますか。

**○委員（戸匹映二）**

同じですね、もう2項はあまりここ具体的に入れなくてもいいんじゃないかなという思いはあります。

**○委員長（吉岡 勲）**

私もこれ他市の見ながら参考にしたんですけども、やはり会派の中身を、活動方針など少し書くつもりで。これに、その会派がどうのこうのってことはないと思いますんで。ただ会派というのを入れるため、たった1項ですと寂しかったもんで少し入れただけなんで。そこのところをご配慮いただき、会派を入れるということを、ある程度大まかに認めていただければいいかなってことです。

他何かありませんか。

（ な し ）

**○委員長（吉岡 勲）**

じゃあ第7条、議員の政治倫理について。これ特になさそうですが。

**○委員（若林純一）**

私、条例でっていうふうに入れましたんですが、これ条文としては、議員定数は別に条例で定めるとというのが正しい言い方かなという気はいたします。これは議員ゼミナールの時に、法律の専門家の方が来られて、条例で定めたりとか、こう要するに定め方がいろいろあるということがありましたので、これ条例というふうに入れたほうがいいかなというふうに思いました。

**○委員長（吉岡 勲）**

別に問題がなければ、あとは正式にどうかってことで。次に第8条、梅田委員。

**○委員（梅田徳男）**

8条の2項は、現状、原文は議員定数を変更する時のことだろうと思って、特に頭にその議員定数を変更する時はという表現がないといけないんじゃないかと思っただけです。

**○委員長（吉岡 勲）**

条例で別に定めるということであれば、条例のほうに書けばいいと思うんでこっちにはいらなかなとは思いますが、ここはあくまで、法規に従っていきたくらいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは第9条、議員報酬も若林議員のほうから。

**○委員（若林純一）**

同じですからいいです。

**○委員長（吉岡 勲）**

第2項も別に大丈夫ですね。

では第10条。

**○委員（伊藤 淳）**

政務活動費について、私は削除というふうに提案をしております。そもそも予算に絡むことでもありますし、我々が先行してこれを決めることができるのかってところも一つ疑問もありまして、改めてこの政務活動費の取り扱いについては、検討した上で、市当局等々とも擦り合わせをしながら、後日確定してから盛り込むとっていう形でもいいのではないかなと思いますし、他市の条文を見て、大分市はそもそもあるので、どんなふうにするかということでも多分規定をする中で、政務活動費を位置付けてると思うんですけども、他市はこの議会基本条例の中に入れてませんので、今回はこれについては取り扱いを慎重にしたほうがいいかなと思ひまして、削除ということにしました。

**○委員（若林純一）**

私は政務活動費、計上すべきだというふうに思うので、10条については残していたきたいなとか、盛り込んでいただきたいなという思いがあります。それと、先ほ

ど伊藤議員が言われたように予算絡みだという意味においては、第3項において、別に定める時点で定めなければゼロなので、特段そこはまだ議論の余地は、何ていうか十分できるし、当然セットで議論していくべきものだと思います。

**○委員長（吉岡 勲）**

一応まだこの件につきまして、棚上げというか今後協議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○委員（奥田富美子）**

確認です。ここは継続検討ということですね。

**○委員長（吉岡 勲）**

その方法も含めて。

**○委員（戸匹映二）**

ちょっとご提案としては、この3項の政務活動費の交付に関し必要な事項は、じゃなくて、政務活動費の交付に関しては別に定めるという形にすれば。

**○委員長（吉岡 勲）**

先に作るってということだけですね。

**○委員（戸匹映二）**

そうそう交付をするかどうかは、別に定めるという形にしとけば。

**○委員長（吉岡 勲）**

今意見が二つ出まして、一応形として政務活動費として項目を挙げるということと、頭からこれを削除しておくということで、2つの意見がありますが、次回まで考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に第11条の情報公開、何かありましたら。

**○委員（梅田徳男）**

過度の負担というのはどういうことを言っているんだろうと思って、その内容を聞きたいということで。

**○委員長（吉岡 勲）**

匹田議長、何かありましたら。たたき台を出してくれたんで。

**○委員（匹田 郁）**

まず、ちょっと話がそれるかもしれませんが情報公開条例の時に、私が議会代表で出て、その時にあったのは特に委員会は秘密会もできるというふうに、そこは敢えてしたところがあるんです。ですから、原則公開ということと、そこがちょっと自分の中でどうかなってちょっと引っかかりんことはないんですけど。というのは、皆さんご存知のように今はそういう難しい問題、個人情報とかも飛び交うような、本当にそういうものを公開していいのかどうかっていうこと。そういう時がいずれ来た時ということ意識して。ここにインターネット配信とかケーブルテレビ、今から先のというか今やってることもあるし。それから過度な負担にならないっていうのは、皆さんが削除して

も変えてもいいし。通常の場合と非常時の場合とか、いろいろなことも私たちは想定していかなきゃいけないということを考えたときに、こういう言葉で言ってもいいし、どうなのかなど。議会基本条例ですんでやはり分かりやすいけど、きちっとその自分たちの要望を満たしてということが大事なもんですから。だから皆さんにどうぞ検討してください、基本的にはこうであるべきだとか自分は本当に思っていないくて、たたき台を作って欲しいという委員長の話があって作成をしたまでです。

**○委員長（吉岡 勲）**

ということで、あくまでたたき台でありますので。気を楽に話を進めていきたいと思えます、よろしくお願いします。

**○委員（奥田富美子）**

一番最初のところに、基本的にはすべての会議を原則公開とあって、環境を整えるということと、ケーブルテレビとインターネット配信については、きつとかかるんですよ、過度な負担というのは。なので別の言葉か、過度な負担ってなった時に、議員個人にというのちょっとあるかもしれないけれど、何か経費的なところかなどもちょっと思ったりもしました。すみません感想です。なので私は、何か別に変わる言葉があるかなと思ひまして、今思いつかないけど、ちょっと自分の課題にしたいと思ひました。

**○委員長（吉岡 勲）**

要するにもう少しやさしい言葉とかやわらかい言葉で、ですね。

**○委員（戸匹映二）**

これ内容的にはよく分かるんですけど。あんまりケーブルテレビとかインターネットとかいう細かいところはもう入れなくて、公開をきちっとするという、そういうところが分かればいいんじゃないかなと思ひますんで。あまり努力するとかいう表現じゃなくて、ちゃんとやりますという形で抑えられれば、あんまり細かい具体的な内容は省いてもいいんじゃないかなというふうには思ひます。

**○委員（梅田徳男）**

戸匹委員と同じで、もともと過度の負担というのが、どうしてみてもお金がかかり過ぎるのかなっていうところにも見えたもんですから。全体的に見てこの条文からいけば、戸匹委員が言われたとおり、公開するというところで括ったほうが正解かと思ひます。

**○委員長（吉岡 勲）**

もう少しやさしい言葉でいきたいってことですね。大体方向は分かりましたんで、よろしくお願いします。

それと第2項、大塚副委員長のほうから出ておるんですけど、ここのところで各議員の賛否など議会活動についての、ということなんですけども。

**○委員（梅田徳男）**

原文のままでいいと思ひます。後は事務局のほうに負担が多くなると大変というかちょっと問題でしょうけど。

### ○委員（戸匹映二）

これはいわゆる議会の広報活動ということになるんですかね。内容的にはあまり具体的なものを別に書いても書かなくても、どっちでもいいんですけど。そういう広報活動をきちっとするっていう形の表現を、どっかで入れとったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

### ○委員長（吉岡 勲）

最初のところに情報公開のところに出てくるんですけど、今言いましたように議案に対して、反対した賛成したっていうのを公表するというか、それがどうかということもあろうかと思いますが。

### ○委員（奥田富美子）

他市の議会報告や広報とか見ると、何の議案があって、これに賛成した人、反対した人って一覧表になってたりするので、そういうのは広報誌を作った時には、ぜひ入れるべきだと思いますので、どこで謳うかはありますが。もちろん議案に対して、議員がどんな反応したかというのは掲載するべきだと思います。

### ○委員長（吉岡 勲）

一応ここに書き込むかどうか別にして、そういう考え方を入れたい場所があればってことですね。分かりました。特にこれ大塚委員から提案があったもんですから、本人今日欠席してるんで、趣旨をはっきり聞き出してなかったんで。情報公開で大まかな文章でよかろうかと思えますんで、よろしくお願いします。

第12条、市民参加の機会の充実ということで、これたくさん出てますんで。変更と削除がありますが。変更から。

### ○委員（若林純一）

これ特に他意はなくて、議会報告会と意見交換会を何回ぐらいするのかないかなというのがちょっと分からなかったの、回数を規定したらどうかないかなという、そういう意図であります。

### ○委員（梅田徳男）

12条の3項で議会報告会というのは、今の広報誌の発行とかいろんな手段で議会の報告そのものは、その程度でいいんじゃないかと思うんですね。これやろうとすると、どこが議会報告会を主体的に求めてやるのかっていうことと、もう一つはそれぞれ考え方が違う、議員さん考え方が違う部分がありますから、そういうことも考えると、議会報告会はやらなくていいんじゃないかと思いましたがのと、ただ全く議会報告しないというわけにはいきませんし、意見交換会ってのはものすごく必要なことだと思うんで、それをする中で、議会報告を織り込めばいいんじゃないかということで、議会報告会は除くという内容にまとめたものです。

### ○委員長（吉岡 勲）

私も第3項、削除させていただいております。各人でやればいいんじゃないかなろうかと。

これ例えば、議会報告でやるということになれば夜間するのか、いろいろ時間的にあるかと思しますので、削除ということにしております。そういう方向でということで、これを考えています。

**○委員（若林純一）**

もうすでに他市で、やられてるところもありますんで少し研究していただいて、問題点とかそういうところをもう少し、皆さんで共有したうえで議論するというのでペンディングにしてもらったほうがいいと思うんですが。

**○委員（戸匹映二）**

これは梅田委員がおっしゃるようないろんな意見があると思います。やったほうがいいとかやらんでいいとかですね。そこを具体的にどうするか、もうちょっとそこを詰めてから決めたほうがいいんじゃないかなと。

**○委員長（吉岡 勲）**

今日はそういう形で、要するに問題点があるのかどうかというのを、今検討していただいていますので、よろしくをお願いします。

**○委員（梅田徳男）**

もう1点。4項のところ、追加をしたんですけど。これと、どうも市民参加の機会の充実というところに納まるようなものではないんで。これは、文言にあるような内容で政策委員会を設置としたんですが。これここじゃなくて、第5章のところ、議会の機能強化っていうところがありますんで、こっちの方に入れたほうがいいと思いますんで、すみませんがその時にまた説明させてください。

**○委員長（吉岡 勲）**

わかりました。

次に第13条、広報広聴機能の充実ということでありますが。

**○委員（若林純一）**

私もその案は、発行のタイミングというか、発行回数も入れられれば入れたほうがいいかなということで提案させてもらってます。

**○委員長（吉岡 勲）**

変更というところで、梅田委員より。

**○委員（梅田徳男）**

広報ですけども、広報に加えて広聴活動っていうのも必要じゃないかということで、必要であれば、広聴まで加えて欲しいという意味で加えました。

**○委員長（吉岡 勲）**

若林委員、これは例えば広報とかどういう方法っていう形まで今決めなくていいんですかね。

**○委員（若林純一）**

広報誌の内容については後程出てくる活性化委員会でしたか、あちらでどんな内容に

するかっていうのは、事細かなことを決めればいいのかと思っ  
ていまして、要は広報誌を発行するということだけ条例で決めれば  
いいかなと思っ  
ています。

それと、先ほど梅田委員が言われた広聴活動ということを書けば、  
どう  
いう方法で広聴するかっていうことまで、想定しないといけ  
ないので、広聴を入れるとすればどうやって聞くかを考  
えないといけ  
ないと思っ  
ています。

**○委員長（吉岡 勲）**

そこ  
のところがお聞きしてるところです。

**○委員（若林純一）**

私はこれ見させて  
いただいた時に、議会報告会とかを開催すればその時に  
いろんなこと  
が出てくると思っ  
るので、それをもっ  
て広聴いうこと  
になるのか  
なと。

ですからここはもう  
広報誌を発行  
すればそれ  
でいいとい  
うことにな  
れば、この  
題目もち  
ょっと変  
わってき  
ますけど  
ですね。広  
聴って  
いうの  
入れて  
しま  
うと、ち  
ょっと  
重た  
く  
なり  
すぎ  
るか  
なと  
思  
いま  
した。

**○委員長（吉岡 勲）**

広報活動の機能の充  
実とか、今日  
はそう  
いう形  
で話  
進め  
たい  
と思  
いま  
すの  
で、例  
え  
ば  
広  
報  
す  
る  
と  
き  
に  
は  
ど  
う  
い  
う  
ふ  
う  
な  
の  
が  
あ  
り  
ま  
す  
よ  
っ  
て  
こ  
と  
は  
言  
わ  
な  
い  
と、  
決  
ま  
っ  
た  
後  
に、  
そ  
れ  
は  
わ  
る  
い  
と  
い  
う  
事  
に  
な  
り  
ま  
す  
ん  
で、  
今  
言  
っ  
て  
い  
た  
だ  
く  
と  
あ  
り  
が  
た  
い  
な  
と  
思  
いま  
す。

**○委員（若林純一）**

広報誌を発行して  
ない市のほう  
がもう珍  
しい  
んで、  
他  
の  
市  
議  
会  
が  
発  
行  
し  
て  
る  
広  
報  
誌  
で、  
程  
度  
と  
い  
う  
か  
参  
考  
に、  
臼  
杵  
市  
で  
ど  
う  
す  
る  
か  
っ  
て  
い  
う  
の  
を  
決  
め  
て  
い  
け  
ば  
い  
い  
か  
な  
と  
思  
っ  
て  
い  
ま  
す。

**○委員（梅田徳男）**

広聴はあえて追加  
をしたとい  
うこと  
を言  
っ  
た  
ん  
で  
す  
け  
ど  
も、  
も  
と  
も  
と  
タ  
イ  
ト  
ル  
の  
中  
に  
広  
聴  
っ  
て  
い  
う  
の  
は  
入  
っ  
て  
な  
か  
っ  
た  
で  
す  
か  
ね。  
あ  
り  
ま  
す  
よ  
ね、  
こ  
れ  
も  
合  
わ  
せ  
た  
対  
応  
が  
い  
る  
だ  
ろ  
う  
と  
思  
っ  
て。  
こ  
れ  
は  
や  
っ  
ぱ  
り、  
議  
長  
の  
ほ  
う  
か  
ら  
ち  
ょ  
っ  
と  
考  
え  
方  
を  
説  
明  
し  
て  
も  
ら  
わ  
ん  
と。

**○委員（匹田 郁）**

先  
ほ  
ど  
の  
意  
見  
交  
換  
会  
を  
す  
る  
と  
い  
う  
中  
に、  
こ  
れ  
も  
広  
聴  
に  
な  
る  
と  
思  
う  
ん  
で  
す  
よ。

こ  
れ  
結  
構  
委  
員  
会、  
例  
え  
ば  
教  
育  
民  
生  
委  
員  
会  
は  
今  
度  
ま  
た  
学  
校  
訪  
問  
し  
て  
る  
し、  
そ  
れ  
か  
ら  
う  
ち  
の  
総  
務  
委  
員  
会  
は、  
地  
域  
振  
興  
協  
議  
会  
を  
と  
に  
か  
く  
任  
期  
中  
2  
年  
間  
の  
間  
に  
全  
部  
回  
る  
と  
か、  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
活  
動  
は  
し  
て  
る  
と  
思  
う  
ん  
で  
す  
よ  
ね。

議  
会  
と  
し  
て  
例  
え  
ば、  
一  
体  
性  
の  
も  
と  
に  
や  
る  
と  
か  
や  
ら  
な  
い  
と  
か  
い  
う  
ふ  
う  
に  
物  
事  
を  
考  
え  
る  
の  
か、  
そ  
れ  
と  
も  
そ  
う  
い  
う  
こ  
と  
も  
含  
め  
て  
考  
え  
る  
の  
か、  
ち  
ょ  
っ  
と  
こ  
の  
辺  
で  
ダ  
ブ  
っ  
て  
き  
た  
と  
い  
う  
ふ  
う  
に  
自  
分  
は  
ち  
ょ  
っ  
と  
意  
識  
し  
て  
る  
ん  
で  
す。

だ  
か  
ら、  
極  
端  
な  
言  
い  
方  
し  
た  
ら  
削  
っ  
た  
ほ  
う  
が  
い  
い  
ん  
だ  
と  
い  
え  
ば、  
削  
れ  
ば  
い  
い  
で  
し  
よ  
う  
し、  
そ  
う  
い  
う  
こ  
と  
も  
含  
め  
た  
中  
の  
一  
つ  
と  
し  
て、  
言  
葉  
じ  
り  
の  
セ  
ッ  
ト  
と  
い  
う  
か、  
そ  
の  
辺  
は  
逆  
に  
皆  
さ

んがどのような形で持つか。なかなか今厳しいなというのが、今の議長としての考え方です。

**○委員長（吉岡 勲）**

言葉として広聴広報というのは、なかなか言葉の響きはいいんですけども。今言いましたように全く異質なもので、これからもう少し詰めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○委員長（吉岡 勲）**

第14条市長等との関係。もう少し追加して欲しいということで、梅田議員が出てますが。

**○委員（梅田徳男）**

3項、4項を追加しているんですが、3項は今までやってたことをそのまま表現をしてるだけで、要は4項のどこなんですけども、議員のほうで質問を出すと、ヒアリングで内容の確認があるんですが、答弁のほうはどういう答弁で返ってくるかわからない。

一般質問する際に、答弁を聞きながら、質問をするという流れになってます。で、追加の質問をするときに、よく聞いておくと本来の主旨の流れと違った質問する人も中にはおるようになってますんで、そういうことを避ける意味も。というよりも、本来質問した内容がより内容の濃いもので反映されるといいなと。そうあるべきじゃないかということで、そうするためにはやっぱり答弁書で、何を言ったから何を答えてくれるというところまでは、知らせてもらったほうがいいんじゃないかという発想です。

**○委員（川辺 隆）**

これを入れたら過度な職員の負担に繋がるんじゃないんですか。

**○委員（梅田徳男）**

その日回答する内容を事前にもらえばいいだけですので、負担にはならないと思います。

**○委員（川辺 隆）**

梅田委員のような発展的な意見を言う議員は私はいいと思いますが、申し訳ありませんけど、職員の揚げ足討論などに繋がる恐れがあるので、私はここは反対です。

**○委員長（吉岡 勲）**

これは議会のほうで決めても、執行部のほうとここを打ちあわせる必要と、こういう意見もありましたというところで、今のところ上げたいと思いますがどうでしょうか。

**○委員（梅田徳男）**

基本的には揚げ足を取るとかいうそういうことが当然目的ではなくて、質問した内容に対して的確に反映された回答の、そのやりとりが確実に行われると、そういう環境を作りたいということが発想ですんで、そこをご理解ください。

**○委員（川辺 隆）**

それが、梅田委員は発展的なご意見をおっしゃっていますが、そうでない場合は職員

の過度の負担に繋がると思います。

**○委員（内藤康弘）**

この件に関しては私も賛成で、今時間の関係もありますし、質問内容の中で答弁に対して、答弁をしたにもかかわらず、再質問する。そういうこともありますので、いいんじゃないかなというふうに思っています。

**○委員長（吉岡 勲）**

なかなか難しい問題です。

今出ましたように再質問の問題も出てきますし、再々質問になってということもあるかと思います。議論が深くなればいいんですけども、これもちょっと他のところも調べてみたいと思います。

**○委員（梅田徳男）**

川辺委員が触れたようなことも心配しながら、内容の充実も図ってということで、中身がいいものに整理されていくんじゃないかと思います。

**○委員長（吉岡 勲）**

これも少し他市の状況を見ながら、また執行部とも話をしながらいきたいと思いますので、よろしくお願いします。次に第15条反問権、これは別にありませんか。問題なしということで進めたいと思います。

では、第16条文書質問、変更と削除があります。

**○委員（梅田徳男）**

要は議長を経由の上でないとの内容の確認なり、いきなり市長等に対してってことで質問が、そちらの方向に行くということにはならないんじゃないかと思って、議長経由の上でという文言を入れました。

**○委員長（吉岡 勲）**

私はこれ削除で、いらないんじゃないかということで提案させていただきました。

これ認めますと1年中、議会中みたいになるという関係で、1人の方に情報が入ってしまうような感じになりますので。

**○委員（若林純一）**

他市にもこういう条文があったかなというふうに思っています。

先ほど梅田委員の言われたように、個人個人が勝手にやると大変なので、議長経由の上でということで一つ、縛りをつけておけば吉岡委員長が言われるようなこともなくなるのかなと。

ですから、議員の権利っていうか、条文を残していただいて議長経由ということにすればいいのかなと、梅田委員の意見に賛成です。

**○委員長（吉岡 勲）**

これ本当に知りたいことがあれば情報公開条例がありますし、議員としてじゃなくてもできるんですけども、ただ議員が1人だけ先に情報を知るというのも、ある程度不公

平かなという感じを持ってらるもんですから。

**○委員（若林純一）**

多分突発的なこととか、どうしても議会中ではない中で、お聞きしておきたいこととかいうのがもしあれば、議長を通して聞く仕組みはあってもいいのかなっていうふうに思います。

**○委員（川辺 隆）**

議長を経由するっちは書いてますけど、議長のところでこれは駄目というのもありなんですね。議長がこれは、こういう質問は受け付けられんよというのもありにするんですね。梅田委員。

**○委員（梅田徳男）**

当然整理していただかないといけないし、それはそうなんだけども。まずこれに16条っていうやつを立てた考え方が、議長あるんですね。

**○委員（匹田 郁）**

反問権はあっていいと思います。今言われた議長経由の上でと、自分が今議長の立場で言うのも失礼かもしれないけど、この言葉は良いと思っております。

議長経由の上でというこの言葉は、交通整理というか場合によっては、どうしても今言われた緊急性があって、深掘りしたいと。だけどそれを、例えばなるほどと思ったときに聞く。そしてそれをまた皆さんにお知らせする、全協とかで。けど、これは少し今この時点でちょっと、とかいうことも確かにありますんで、自分がやってみてわかったことなんで。

議長を経緯の上でという言葉は、自分がその立場においてあんまり言うのはどうかと思うけど、この言葉を付けることによって、この反問の意味が入ってくると思うんで、私もそれがいいんじゃないかなと思います。

**○委員（奥田富美子）**

お尋ねです。閉会中に市長等に対していうときに、課長とかにも入るということでもいいですか、イメージとして。そして、文書で出すような質問というのは、緊急性があって、すごく重要でみたいなことになりますでしょうか。

軽微なことって、日頃からいつもあまり時期は気にせずお尋ねしますけれど、どんな感じ。イメージが湧かないのでちょっと、イメージをちょっとお願いします。

**○委員（匹田 郁）**

やっぱり緊急性で、これを全協で本当はしてもらいたいよねとか、それをもうちょっとこう知りたいよねとか、ひょっとしたらあったときのために。そしてもし先ほど委員長が言われた、情報公開条例の原則に沿ってやることもできるわけです。

ですから今、奥田さんが言われた課長にちょっとこういうことを聞きたいとかあるじゃないですか、議員活動の中で。そういうのはちょっと違うんだけど。どの段階がそうなんですか議長って言われると私も答えられません。

**○委員長（吉岡 勲）**

そろそろ時間のほう迫っていますので。

**○委員（若林純一）**

普段聞く行為については、特段これに縛られることはないと思います。

執行部側が個別の議員にはそれは答えられませんって言った時に、初めてそれは個別に答えられなくても、その議員として或いは議会として聞いておきたい、聞いて欲しいという、そういうルールがここに定められているというふうに理解をしています。

**○委員長（吉岡 勲）**

難しい問題のところまで時間になりましたが、これはちょっと他市も調べながら、執行部とも相談しながら、これは時間とかいろんな問題が関わりますので、持ち越したいと思います。これで第6回特別委員会を終了したいと思います。

次回は2月12日（金）10時から予定をしております、今回の続きをいきます。本日は散会いたします。

午後0時13分 閉会

---

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和3年1月28日

白杵市議会  
基本条例検討特別委員会  
委員長 吉岡 勲